

非核三原則の堅持を求める意見書について

上記議案を地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに霧島市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 1 0 月 2 日提出

霧島市議会議長 徳田 修和 殿

提出者	霧島市議会議員	鈴木 てるみ
〃	〃	久保 史睦
〃	〃	立和田 広司
〃	〃	木野田 誠
〃	〃	川窪 幸治

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和 42 年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和 46 年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを一貫して堅持してきた。

我が国は、世界唯一の戦争被爆国であり、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないという決意のもと、国際社会における平和と安全の維持、ひいては「核兵器のない世界」の実現に向けて主導的な役割を果たすことが強く求められている。

令和 8 年 1 月には、被爆地である広島市議会において、この非核三原則の堅持を求める意見書が全会一致で可決されるなど、地方自治体や国民の間からも、国是としての原則遵守を求める声が改めて高まっている。

近年の緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても、非核三原則は我が国が平和国家として歩むべき根幹であり、いささかも揺るがせにしてはならないものである。よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地をはじめとする国民の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を将来にわたって断固として堅持されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

鹿児島県霧島市議会議長 徳田 修和

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿